

## 別記様式 2

### 生産行程管理業務規程

令和 2 年10月13日

#### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒846-0041）サガケンタクシニシタクマチオオアザイタヤ佐賀県多久市西多久町大字板屋 6157-4

名称（フリガナ）：バンセンノサトウシエイキョウギカイ幡船の里運営協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 蒲原 政信

ウェブサイトのアドレス：<https://nishitaku.wixsite.com/bansen-no-sato>

#### 2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（だいこん）

#### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：女山大根（オンナヤマダイコン）、Onnayama Daikon

#### 4 明細書の変更

幡船の里運営協議会（以下「協議会」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る 明細書の変更をおこなうものとする。

#### 5 明細書適合性の確認

##### (1) 品種及び栽培方法の確認

協議会は、「女山大根」の種子を採取・保管し、生産農家から必要量を聞き取り譲渡する。

生産農家は、残量については協議会に返却し、協議会は「女山大根種子管理表」に記録する。

協議会は、生産農家に「女山大根栽培日誌」の記録を義務付け、出荷前までに提出させ、協議会より譲渡された「女山大根」の種子を用いて、生産地内で栽培していることを確認し、「女山大根管理総括表（以下「総括表」という。）に記録する。

また、協議会は、年一回以上、各生産農家の全圃場を巡回し、「総括表」に記録する。

「女山大根」の形質が安定しなくなると協議会の役員が判断した場合は、「総括表」の備考欄にその旨を記録し、佐賀県佐城農業振興センターと協議して種子更新を行うかを判断し、その結果等についても記録する。

##### (2) 出荷規格及び最終製品の確認

各生産農家で「女山大根出荷確認表」に基づき選果を行った「女山大根」は、協議会の集荷場において、協議会の担当者が、再度目視で確認し、地理的表示及び登録標章の表示を行い、「生産者生産品別売上台帳」に記録する。

### (3) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、協議会は、当該生産農家に対して現地調査を実施する。

## 6 明細書適合性の指導

- (1) 協議会は、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法のとおり栽培が行われていない場合は、当該生産農家を指導し、是正を求める。なお、指導を受けたにもかかわらず是正しない場合は、協議会は当該生産農家が生産した大根について、「女山大根」としての出荷を禁止する。
- (2) 協議会は、年一回以上、部会総会や品評会の機会を利用して、全生産農家に対して明細書に記載された生産の方法の基準について周知徹底を図る。

## 7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 協議会は、5の確認において、生産地、品種、栽培方法、出荷規格、最終製品の各基準を満たした大根についてのみ、地理的表示である「女山大根」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。また、地理的表示である「女山大根」及び登録標章を使用している包装等についても確認する。
- (2) 協議会は出荷時の確認の際に、下記の大根があるか否かを確認する。
  - ア 明細書に記載の生産の方法の各基準のいずれかを満たしていない大根であるにもかかわらず、地理的表示である「女山大根」及び登録標章が使用されている大根
  - イ 地理的表示である「女山大根」のみが使用されている大根
  - ウ 登録標章のみが使用されている大根
  - エ 地理的表示である「女山大根」に類似する表示又は、登録標章に類似する標章が使用されている大根

## 8 地理的表示等の使用の指導

協議会は出荷時の確認の際に、以下に該当する大根を確認した場合は、当該生産農家を指導し是正を求める。なお、指導を受けたにもかかわらず是正しない場合は、協議会は当該生産農家が生産した大根について、「女山大根」としての出荷を禁止する。

- ア 生産地、品種、栽培方法、出荷規格、最終製品の各基準のいずれかを満たしていない大根であるにもかかわらず、地理的表示である「女山大根」及び登録標章が使用されている場合
- イ 地理的表示である「女山大根」のみが使用されている場合
- ウ 登録標章のみが使用されている場合
- エ 地理的表示である「女山大根」に類似する表示又は、登録標章に類似する標章が使用されている場合

また、協議会は、6の(2)に記載の機会を利用して、全生産農家に対して適正な地理的表示の使用について普及啓発を図る。

## 9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から3月31日までを一年度として、年度終了後2ヵ月以内に報告書類を作成し農林水産大臣へ提出する。

- ア 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- イ 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料  
「女山大根管理総括表」
- ウ 提出時における最新の「明細書」
- エ 提出時における最新の「生産行程管理業務規程」

## 10 実績報告書等の保存

協議会は、9により作成提出した書類に加え、以下の書類を、協議会の事務所にその提出の日から5年間保存する。

- ア 女山大根種子管理表
- イ 女山大根栽培日誌
- ウ 女山大根出荷確認表
- エ 生産者生産品別売上台帳

## 11 連絡先

[Redacted contact information]